

○富田林市ケアセンター条例施行規則

平成8年3月29日

規則第8号

最近改正 令和元年8月5日規則第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市ケアセンター条例(平成8年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護老人保健施設

(入所者等の資格)

第2条 条例第9条に規定する別に定める者は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条に規定するもので法第2条第1項に規定する状態にある者であって、法第12条第3項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第26条に規定する被保険者証(以下「被保険者証」という。)の発行を受けた者でその心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者とする。

(通所時間及び休所日)

第3条 介護老人保健施設の通所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 介護老人保健施設の通所者に係る休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開所又は休所することができる。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月31日

(入所等の申請)

第4条 介護老人保健施設に入所又は通所をしようとする者(以下「入所希望者」という。)は、入所(通所)申請書(様式第1号)及び被保険者証その他市長が必要と認める書類を条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提示しなければならない。

(入所等の決定通知)

第5条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該入所希望者の入所又は通所の適否を審査し、入所(通所)決定通知書(様式第2号)又は入所(通所)不承認決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(入所及び退所)

第6条 指定管理者は、医師、看護師、介護職員等によって構成する入所判定会議を設置す

る。

2 前項の入所判定会議は、次に掲げる場合に協議を行い、入所又は退所の判定を行うものとする。

(1) 入所希望者が介護老人保健施設に入所する場合

(2) 入所者が介護老人保健施設から退所する場合

3 指定管理者は、入所者の病状及び心身の状態等に照らし、少なくとも3月ごとに、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、入所判定会議を開催して協議するとともに、その内容を記録するものとする。

(利用料金)

第7条 条例第13条第3項第3号及び第4号に規定する利用料金の額は、次のとおりとする。

区分		金額
文書料1	各種診断書、証明書類(1通につき)	1,010円
文書料2	その他文書(1通につき)	500円
家族宿泊料1	市内居住者(1泊につき)	4,070円
家族宿泊料2	市外居住者(1泊につき)	6,110円
各種サービス利用に伴う一部負担		一部負担金相当額
日用品、教養娯楽費等、入所者又は通所者個人に係る費用		実費相当額

(利用料金の減免基準等)

第8条 条例第14条に規定する利用料金の減免の基準は、減免を受けようとする者が生活保護法の規定により保護を受けている者であることとする。

2 減免の決定は、1月ごとに行うものとし、その額は減免を受けようとする者が支払うべき食費とおむつの費用との月額合算額に相当する額からその者に係る生活保護法による生活扶助の基準生活費(期末一時扶助費を除く。)と被服費として支給される貸しおむつ又は紙おむつの費用との月額合算額に相当する額を控除した額とする。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書(様式第4号)に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が福祉事務所長の通知書等により減免を受けようとする事由を確認することができるときは、当該添付すべき書類の添付を省略させることができる。

(遵守事項)

第9条 介護老人保健施設の入所者及び通所者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音を発し、暴力をふるいその他他人に迷惑をかけること。

(3) 管理上の必要な指示に従うこと。

第3章 健康づくり・世代間交流施設

(開館時間及び休館日)

第10条 健康づくり・世代間交流施設(以下「交流センター」という。)の開館時間は、火曜日
から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)は、午前9時から午後9
時までとし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(元旦を除く。以下「休
日」という。)は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、
これを変更することができる。

2 交流センターの休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館
し、又は開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日まで

3 前項各号に掲げるもののほか、別に定める保守点検日において、交流センターの一部を休
止することができる。

(利用許可の申請)

第11条 条例第16条及び第24条の規定により交流センターの利用許可を受けようとする者
(以下「申請者」という。)は、富田林市ケアセンター(交流センター)利用許可申請書(様式
第5号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、駐車場に
ついては、この限りでない。

2 前項の申請書は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなけ
ればならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 研修室、大会議室、講座室、クラフトルーム及びウエルネスにあつては、利用日の前6
月に当たる日の属する月の初日から利用日までの間

(2) 附属設備、利用者が特別に設置する設備又は備え付け以外の器具(以下これらを
「附属設備等」という。)にあつては、利用日の前6月に当たる日の属する月の初日から利
用日までの間

3 申請に係る利用許可の順位は、申請の順序による。

4 利用許可申請の受付は、交流センターの開館日の午前9時から午後5時までとする。

(利用の許可)

第12条 指定管理者は、前条の申請書を受け付けたときは、これを審査し、利用許可書(様式
第6号)を申請者に交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、利用する際に、その許可書を提示しなければならない。

(利用期間)

第13条 交流センターの利用は、連続10日を超えて利用することができない。ただし、市長が

特に認めるときは、この限りでない。

(利用時間)

第14条 条例別表第1で定める利用時間帯(以下「利用時間帯」という。)には、準備、練習、あと片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

(利用時間の延長)

第15条 利用者は、やむを得ない事由により利用時間帯を超えて交流センター及び附属設備等(以下「施設等」という。)を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(附属設備等の利用料金)

第16条 条例第21条第3項に規定する附属設備及び特別の設備等の利用料金は、別表のとおりとする。

(駐車場利用料金の減免)

第17条 条例第21条第5項に規定する減免の基準は、駐車場の利用に際して減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 駐車場利用料金の減免を受けようとする者は、駐車場利用料金減免申請書(様式第7号)に、駐車券及び障害者手帳又は療育手帳を提示して、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号のいずれかに該当する者に対し、申請により該当者の利用に係る駐車場利用料金を免除する。

(利用料金の還付基準)

第18条 条例第22条ただし書に規定する利用料金の還付基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者の責によらない理由によって利用することのできないとき。利用料金の全額
- (2) 利用者が利用日前日までに利用の取消し又は変更を申し出て市長が相当の理由があると認めるとき。

ア 取消しの場合 利用料金の5割

イ 変更の場合 利用料金の過納額の5割

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の取消し又は変更)

第19条 利用者は、利用許可の取消し又は変更をしようとするときは、利用許可取消（変更）申請書（様式第9号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（立入りの要求）

第20条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用中の場所に立ち入りを要求することができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

（施設等の利用）

第21条 利用者は、事前に指定管理者と利用する施設等の利用方法その他必要な事項を打合わせしなければならない。

2 条例別表第2備考第3項に規定する温水プール貸切利用の設定は、2コースまでとする。

（利用者の遵守事項）

第22条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）入場者の安全保守の措置を講ずること。
- （2）交流センター内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- （3）施設等を汚損若しくは破損又は滅失したときは、その旨を届け出ること。
- （4）指定管理者の承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- （5）利用が終了したときは、遅滞なく利用した附属設備等を所定の位置に戻し、指定管理者の点検を受けること。
- （6）入場者に次条各号に掲げる事項を遵守させること。
- （7）その他指定管理者の指示に従うこと。

（入場者の遵守事項）

第23条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- （2）他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為又はこれらに該当する物品若しくは動物の類を携行しないこと。
- （3）指定した場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- （4）その他指定管理者の指示に従うこと。

第4章 雑則

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、ケアセンターの管理運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、老人保健施設の開設

許可があった日から施行する。

附 則（平成12年規則第35号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第30号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第58号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第31号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（利用料金に関する経過措置）

2 この規則による改正後の富田林市ケアセンター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

種類又は品目	単位	1回の使用料	備考
--------	----	--------	----

金屏風	1双	2,030円	
司会者台	1台	100円	
演台	1式	500円	
ビデオプロジェクター	1式	2,030円	
CDプレーヤー	1台	810円	
DVDプレーヤー	1台	810円	
ワイヤレスマイク(ハンド)	1本	500円	
ワイヤレスマイク(タイピン)	1本	500円	
移動式ステージ	1台	1,010円	
囲碁	1台	100円	
将棋	1台	100円	
陶芸窯	1時間	710円	
持込器具電源使用料(1,500Kw以下)	1回	300円	

備考 「1回の使用料」とは、条例別表第1に規定する午前・午後・夜間の各使用時間帯における使用を1回とする使用料をいう。

様式 略